

第29号議案

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「教育職員」の次に「及び法第22条の2第1項の規定により採用された職員」を加える。

第4条第1項中「第3条第4項」を「前条第4項」に改める。

第15条の11に次の1項を加える。

3 第4条第5項から第10項までの規定は、臨時的に任用された職員には適用しない。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

2及び3 削除

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第2号及び第3号を次のように改める。

(2)及び(3) 削除

第1条の2第1項第4号中「及び日日雇い入れられる職員」を「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員を除く。)」に改め、同項第7号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同条第2項中「前項各号」を「同項各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、

この限りでない。

第6条第1項中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

第11条第3項中「、単純労務者」を削る。

附則第18項を削り、附則第19項を附則第18項とし、附則第20項から第24項までを1項ずつ繰り上げ、附則に次の3項を加える。

24 第1条の2第1項第4号に掲げる者で同条第2項に規定する者以外のものの同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第4条の2までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

25 前項の規定の適用を受ける者に対する第5条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは「6月」とする。

26 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、前2項の規定は適用しない。

(島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第3条 島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成16年島根県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第2条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び同法」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年島根県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項の規定による」を「第22条に規定する」に改める。

第4条第1項中「及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)」で

ある派遣職員」を削る。

第9条の見出し中「派遣職員等」を「派遣職員」に改め、同条中「又は単純労務職員である派遣職員」を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

第4条中「及び単純労務職員(地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。)である派遣職員」を削る。

第5条中「及び単純労務職員である職員」を削る。

第9条(見出しを含む。)中「又は単純労務職員」を削る。

(職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第6条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和27年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期(以下「任命権者が定める任期」という。)の」と、第2項中「が3年に満たない」とあるのは「の末日が任命権者が定める任期の末日より前の日である」と、「3年を超えない」とあるのは「任命権者が定める任期の」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用につい

ては、同項中「期間、給料の月額」とあるのは、「期間、報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第号）第2条第4項に規定する報酬を除く。）の月額（報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額）」とする。

（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第8条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該勤務について、労働基準法（昭和22年法律第49号）第41条第3号の規定により監視又は断続的労働に係る許可を受けた場合は、この限りでない。

第6条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

第10条を次のように改める。

（特例）

第10条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間については、第2条から第5条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとする。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第9条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和27年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第5条」を「次条」に改める。

第5条第1項中「もの」の次に「（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を加え、「以下「育児短時間勤務職員等」という。」を削る。

第13条を次のように改める。

（特例）

第13条 非常勤職員（再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の休日及び休暇については、第

2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとする。

附則第4項を削る。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年島根県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(5) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の2の3の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

ウ 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日と

する育児休業をしようとするもの

第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の

1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の2の3の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第5条の2第1項中「次に掲げる」を「職員の退職手当に関する条例（昭和29年島根県条例第8号）第1条の2第1項第4号の」に改め、同項各号を削る。

第5条の3第1項中「職員の給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号。以下「職員の給与条例」という。）」に改め、同条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第6条第1項中「職員が職務」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務」に改める。

第23条の表中第17条の項を削る。

第28条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第29条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「されている職員」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。))を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

附則第3項を削る。

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第11条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第29条を削る。

第30条中「について」を「の給与は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める給与とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項」に、「し、予算の範囲内で給与を支給する」を「して管理者が定めるものとする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者 報酬及び期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当(これに準ずる手当を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

第30条を第29条とする。

(県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第12条 県立学校の教育職員の給与に関する条例 (昭和29年島根県条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「 (常時勤務の者及び法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。) 」を削る。

第26条の 2 に次の 1 項を加える。

2 第11条の規定は、臨時的に任用された教育職員には適用しない。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の 1 条を加える。

(特例)

第30条 第 3 条から前条まで (第26条を除く。) の規定にかかわらず、法第22条の 2 第 1 項の規定により採用された教育職員の給与については、別に条例で定める。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第13条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 (昭和29年島根県条例第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条中「 (常時勤務の者及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。) 」を削る。

第12条の 2 第 1 項中「地方公務員法」の次に「 (昭和25年法律第261号) 」を加える。

第20条の 3 の見出し中「再任用教職員」を「特定の教職員」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 第12条の規定は、臨時的に任用された教職員には適用しない。

第21条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(給与の特例)

第21条の 4 第 4 条から前条まで (第20条第 1 項を除く。) の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の 2 第 1 項の規定により採用された教職員の給与については、別に条例で定める。

第22条の9の次に次の1条を加える。

(勤務時間の特例)

第22条の9の2 非常勤の教職員(再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教職員及び任期付短時間勤務教職員を除く。)の勤務時間については、第22条から第22条の4までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、教育委員会が定めるものとする。

(県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第14条 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を削る。

第5条第1項中「第6条」を「次条」に改める。

第6条第1項中「もの」の次に「(以下「再任用短時間勤務教育職員」という。)」を加える。

第13条を第14条とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

(特例)

第13条 非常勤の教育職員(再任用短時間勤務教育職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員を除く。)の休日及び休暇については、第3条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則で定める基準に従い、任命権者が定めるものとする。

(市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第15条 市町村立学校の教職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和31年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(常時勤務の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を削る。

第4条第1項及び第2項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の

1 項を加える。

6 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項及び第2項の規定の適用については、第1項中「3年を超えない」とあるのは「法第22条の2第2項の規定により県教育委員会が定める任期（以下「県教育委員会が定める任期」という。）の」と、第2項中「が3年に満たない」とあるのは「の末日が県教育委員会が定める任期の末日より前の日である」と、「3年を超えない」とあるのは「県教育委員会が定める任期の」とする。

（市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第16条 市町村立学校の教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに効果」を「及び効果」に改める。

第2条中「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を削る。

第5条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「期間、給料の月額」とあるのは、「期間、報酬（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第 号）第2条第4項に規定する報酬を除く。）の月額（報酬を日額又は時間額で定める職員にあっては、月額に相当する額）」とする。

（市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例の一部改正）

第17条 市町村立学校の教職員の休職の事由を定める条例（昭和47年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を削る。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第18条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第23条を削る。

第24条中「職員以外のものについて」を「地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げるものの給与は、報酬及び期末手当とし、給与の額及びその支給に関し必要な事項」に、「し、予算の範囲内で給与を支給する」を「して管理者が定めるものとする」に改め、同条を第23条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、第1条中第4条第1項並びに附則第2項及び第3項の改正規定、第2条中第1条の2第2項本文、第6条第1項及び第11条第3項の改正規定並びに附則第18項を削り、附則第19項を附則第18項とし、附則第20項から第24項までを1項ずつ繰り上げる改正規定、第4条中第4条第1項及び第9条の改正規定、第5条中第4条、第5条及び第9条の改正規定、第6条中第3条第1項及び第2項の改正規定、第9条中第4条第1項の改正規定及び附則第4項を削る改正規定、第10条中第2条に2号を加える改正規定(第4号に係る部分に限る。)及び附則第3項を削る改正規定、第14条中第5条第1項の改正規定、第15条中第4条第1項及び第2項の改正規定、第16条中第1条の改正規定並びに附則第4項中第7条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、第15条の8及び第17条」を「及び第15条の8」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第9条第3項中「職員休日休暇条例」を「職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号)の

一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「。以下「職員休日休暇条例」という。」を削る。

第8条第1項中「、第15条の8及び第17条」を「及び第15条の8」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

4 職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年島根県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「110号」を「第110号」に改める。

第9条第4項中「次に掲げる」を「職員の退職手当に関する条例(昭和29年島根県条例第8号)第1条の2第1項第4号の」に改め、同項各号を削る。